

事例研究～中国ビジネス法務

北京市大地律師事務所 / 日本部
パートナー弁護士 法学博士 熊琳

第294回 個人情報侵害罪及び関連犯罪の最新典型事例（下）

先回に引き続き、中国最高人民法院が最近公表した個人情報侵害犯罪と関連犯罪の典型事例を解説する。

◇事例4 ドクシングによるネット上の誹謗中傷行為への厳罰

ドクシングとは、犯罪グループがネット検索などで違法に特定した個人名や写真、身分証番号などのプライバシー情報をネット上で公開し、特定の個人への攻撃や中傷を公然と煽る、新たな種類のオンラインハラスメントである。これは被害者やその家族の心身の健康や身体の安全に深刻な影響を与え、人々の合法権益を著しく侵害し、サイバー空間の秩序を脅かしている。

▼事件の概要

2023年から2025年にかけて、LとWは暗号化ツールを使いネット上で不正に取得した個人情報を、仮想通貨による取引などの方法で販売し利益を得ていた。調査の結果、Lは6億件余り、Wは3億件余りの個人情報を不正入手していた。また、LとWは2025年に他者と共謀し、不正入手した個人情報を使ってソーシャルエンジニアリングデータベースのサイトを立ち上げた。調査の結果、当データベースには合計1億7千万件余りの個人情報が保存されており、個人情報の不法提供は1300件余り、サイトへのアクセス者数は十数万件に上った。両者はさらに他者と共に暗号化ツールを使って立ち上げたソーシャルネットグループの管理者として、2千人以上が参加するグループ上で他人のプライバシー侵害、侮辱・誹謗中傷など犯罪行為に該当する情報を発信した。

▼判決理由と結果

裁判所は、LとWが他者と共謀し、国の関連規定に違反して個人情報を違法に取得・販売した行為は情状が特に重く、いずれも公民個人情報侵害罪を構成すると判断した。加えてLが他者と共に犯罪グループを組織して違法情報を投稿した行為についても情状が重く、情報ネットワーク違法利用罪を構成すると認定した。また、L単独による複数の犯罪行為は併合罪で刑を科すべきであるとした。本件の事実、情状、結果などを総合的に考慮し、Lには公民個人情報侵害罪と情報ネットワーク違法利用罪を併合し、有期懲役7年と罰金7万元、Wには公民個人情報侵害罪で有期懲役5年6ヶ月と罰金5万元を併科した。

◇事例5 ワクチン情報を悪用した詐欺犯罪の摘発

▼事件の概要

2022年2～7月、LとWは違法ルートから共同で購入したトロイの木馬プログラムをHPVワクチン接種の正規予約サイトに埋め込んでサイト管理者のアカウントとパスワードを盗み、同サイトに保存されていたHPVワクチン接種予約情報29万件余りを不正入手した。その後2人は仮想ホストサーバーをレンタルし、不正入手したウェブサイトソースコードをドメインサービスのホスティングスペースにアップロードしフィッシング詐欺サイトを作成した。また、数人で役割分担し、SMSプラットフォームからワクチン予約成功のメッセージを一齐送信し、予約者にフィッシングサイトへ誘導するリンクをクリックさせ、サイト上で医師やカスタマーサービス担当者を装い、「価格調整、優先予約、再予約による割引」を謳い、被害者51名から計58万余元を騙し取った。

▼判決理由と結果

裁判所は、個人情報漏洩した場合はネット詐欺に利用される恐れが極めて高く、宿泊情報、通信記録、健康情報、取引情報など、身体や財産の安全に影響を及ぼす可能性のある重要個人情報は、特にその危険性が高いと判断した。

LとWが国の規定に違反し、トロイの木馬プログラムを埋め込むことによりコンピューター情報システムに侵入し個人情報を不法に取得した行為は、情状が特に重く、公民個人情報侵害罪を構成する。また組織的に二セのSMSを一齐送信し、フィッシングサイトなど通信ネットワーク技術を利用して詐取した被害額はかなり大きく、詐欺罪を構成しており、法に従い併合罪の刑を科すべきものである。本件の事実、情状、結果などを総合的に考慮し、Lには詐欺罪および公民個人情報侵害罪を併合し、有期懲役12年と罰金15万元、Wには詐欺罪および公民個人情報侵害罪を併合し、有期懲役11年9ヶ月と罰金14万元を併科した。

◇日系企業へのアドバイス

個人情報保護法が2021年11月に施行されて以来、中国の行政・司法機関は個人情報保護を継続的に強化しており、個人情報への注目度や保護レベルは4年前と比べ大きく変化している。今回の典型事例から、企業がサービス提供の過程で個人情報を扱う際の合法・非合法の線引きや、新形態のオンラインハラスメント行為に特化した対策などが明確となった。日系企業の事業展開においては、不注意による違法行為を未然に防ぐため、個人情報保護に関わるコンプライアンスを細部まで整備することが求められる。

米企業10社へ軍民両用品を禁輸＝米政府のアリババ制裁に対抗

【北京時事】中国商務省は22日、米国企業10社を輸出管理リストに入れ、軍民両用（デュアルユース）品目の輸出を原則禁止すると発表した。禁輸対象にはレアアース（希土類）関連企業などが含まれた。米国防総省が中国IT大手アリババ集団などを「中国軍事企業」のリストに追加指定したことへの対抗措置。

米政府は8日、中国人民解放軍の影響下にあると認定した中国企業のリストに、アリババやインターネット検索サービスの百度（バイドゥ）、電気自動車（EV）大手の比亞迪（BYD）などを追加。米政府との取引制限を強化した。

中国商務省は22日の報道官談話で「米国の悪質なやり方に対抗し、国家安全と国益を守る」と表明。米国で重要鉱物のサプライチェーン（供給網）構築を目指す新興企業「USAレアアース」など10社を同日付で規制対象に含めた。

一方、中国財政省は同日、米防衛大手ロッキード・マーチンなど米国企業46社の製品を自国の政府調達網から外すと発表。中国はこれまで、米国による軍事企業指定措置を「不当な弾圧だ」（外務省報道官）と激しく批判、見直しを求めている。

若年失業率、5月は15.6%に改善＝11カ月ぶり低水準

【北京・ロイター時事】中国国家統計局が22日発表した5月の16～24歳の失業率（大学在学者を除く）は15.6%に低下し、11カ月ぶりの低水準となった。

25～29歳の失業率は7.2%で、4月の7.4%から改善。30～59歳の失業率は4.2%から4.1%に低下した。